

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク

第8回 会員総会

議案・資料集

2015年6月22日（月）

（15：00～17：00）

町田市民フォーラム 4階 行政会議室

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク

2014年度町田市介護人材開発センター事業報告書（案）

1 総括

2014年度は、町田市介護人材開発センター（以下、センター）事業の4年目にあたり、当センターの存在や事業の内容について認知度が上がり、連絡会の立上げや町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト事務局事務委託事業に携わることにより会員数が増加した。

(1) 人材発掘事業

- ① ハローワーク町田との共同面接会を継続して雇用機会を維持するとともに、11月～12月に「介護のしごとPR月間」としてハローワーク町田でのPR展示を行う新しい取り組みも実施した。
- ② 町田市社会福祉協議会「福祉のしごと相談会」への協力、町田商工会議所「福祉ワーク就職面接会」の後援を継続し、採用機会の確保に努めた。
- ③ 学生向けの就活フェアを実施し、次世代を担う人材の確保に努めた。
- ④ 市民向け介護技術講習会を継続し、家族介護者の基礎介護技術習得、介護や認知症への理解を深めるとともに、介護等求職希望者への就職支援、現任職員への基礎介護技術の学び直しの機会となった。
- ⑤ 就職状況調査では、町田市及び近隣の養成校卒業生の就職状況を調査し、実態把握を行った。
- ⑥ 町田市内で開講する介護職員初任者研修の情報提供を行った。
- ⑦ 介護職員初任者研修は、他の事業とのバランスを鑑み、延期とした。

<総括>

介護職等の人材確保の状況は、依然厳しい状況が続いていた。ハローワーク町田との共催による月1回の面接会では、平均18.8人の参加者があり、実際就職に結びついた人が平均2.8人であった。ハローワーク町田では、景気回復の影響で今後も厳しい状況が続くと予測している。その他、ハローワーク町田との共催の地域密着型就職面接会、福祉ワーク就職面接会においても無資格・無経験の方、比較的高齢の方の参加が多く、就職に結びつく人が少なかった。学生向け就職相談会では、5月に実施したが参加者が23人であった。都内の学生向け就職相談会においても参加者の減少は課題になっていた。参加された学生には比較的意识の高い者も多かった。人材発掘事業としては、参加者の減少傾向にあるが、貴重な人材確保の機会でもあり、引き続き継続しつつも確実に就職に結びつける工夫や働きかけが必要と思われた。

(2) 人材育成事業

- ① 階層別研修では、基礎研修とリーダー養成研修を柱に実施し、基礎研修では、職業人としての接遇・マナーや介護現場での記録の書き方等、介護職等として最低限習得すべき知識・技能の習得を目標とし、再教育・学び直しの機会としてのリフレッシュ研修となるようにした。リーダー養成研修では、介護や相談援助の根拠や介護・援助過程の現場適用を図ることのできる自立的リーダーの育成を目指し、アクティブ福祉in町田においてチームでの研究発表を行った。
- ② 分野・領域別研修では、ソーシャルワーカーとしての基礎知識の習得、コミュニケーション技法、面接技法の習得を目標に相談援助分野の研修を行った他、介護技術、認知症、アクティビティ・サービス、ファシリテーター養成、リスクマネジメント等、職種や関心に対応したテーマの研修を行った。またキャリアパスへの対応として、介護福祉士受験対策講座、認知症ケア専門士、アクティ

ビティ・サービス等認定資格に対応した研修を行った。

- ③ 保険者との共催研修では、事業種別の法令遵守研修、虐待対応研修、介護保険法改正研修などを実施した。
- ④ 町田市高齢者福祉研究大会「アクティブ福祉 in 町田」を開催し、過去最多の23題の実践研究発表、認知症サポーター養成講座、介護用品・福祉用具等の展示を実施した。

<総括>

人材育成事業は、大別して階層別研修と分野・領域別研修、実践研究発表のアクティブ福祉 in 町田を実施した。階層別研修について、新任職員研修では、4月の参加者が多かったが中途採用者対象の10月の参加者が少なかった。全般的に参加者の評価は高かったが、中途採用者向け新任職員研修のあり方に工夫が必要と思われた。記録の書き方、介護技術講習会等は、参加者も多く好評であった。分野・領域別についての認知症研修は好評であった。相談援助研修では5回シリーズで後半の参加者の減少が見られ、回数の検討が課題となった。スーパービジョン研修では参加者が少なく見直しが求められた。法令遵守研修、介護保険制度改正研修では参加者も多く大変好評であった。訪問介護計画書作成研修では、延べ66名の参加があり好評であった。アクティブ福祉 in 町田では、発表応募数が多く、また質の高い発表が多かった。実践研究発表の場への関心が高くなり、ケアの質の向上に貢献している。

全般的に研修参加者からは好評で期待する声が多いが、参加者の減少傾向にあり外部研修に参加したいが出られないとの声も多く、職場環境も考慮した研修体系の検討が必要と思われた。

(3) 就労定着支援事業

- ① 介護施設での職員のストレスチェック義務化に伴い、職員へのメンタルヘルス対策をテーマとした研修を実施した。

<総括>

介護職等の離職の原因として職場の人間関係が上位を占めていると言われている。本事業は、メンタルヘルスの基本を学び部下への不適切な対応を減らすことで、職場環境の改善につながることを目的としている。参加者は少なかったがメンタルヘルスの重要性への気づきがあり、工夫をしながら継続が必要と思われた。

(4) ネットワーク促進事業

- ① 町田市高齢者福祉施設部会、生活相談員連絡会では、事務局として、特養の特例入所指針作成や入所申込書の改訂、医療処置対応一覧作成等に取り組んだ。
- ② 町田市通所事業所連絡会では、事務局として、連絡会活動の支援や事業所プロフィールシートの取りまとめ等に取り組んだ。
- ③ 町田市福祉用具事業所連絡会では、準備段階から設立まで事務局として支援を行った。
- ④ 町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト事務局事務委託事業を受託し、推進協議会や多職種連携研修会の運営等を主催である町田市医師会、町田市と連携して取り組んだ。
- ⑤ 多職種連携に資するため、相模原町田地区介護医療圏インフラ整備コンソーシアム主催の研修会場事務、町田市医師会主催の地域密着型サービス研修会事務を担った。
- ⑥ 町田市や町田市社会福祉協議会等の外部委員会への推薦委員派遣を通して、行政等への提案や地域の高齢者福祉サービスの向上に取り組んだ。
- ⑦ 会員交流会を開催し、顔の見える関係づくり、情報交換を行った。

<総括>

今年度は、第6期介護保険事業計画の重点課題である地域包括ケアシステムの態勢作りとしての町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト推進協議会事務局事務を受託し取り組んだ。その中で、いくつかの事業所別連絡会の設立支援に関わり、ネットワーク促進を図ることが出来た。また町田市通所事業所連絡会における事業所プロフィールシートの取りまとめなど、連絡会活動支援を行った。事業

所連絡会や専門職団体等のネットワークの中継機能を果たすことで相互の連携強化に貢献することが出来た。

(5) 調査研究事業

介護職等の人材確保及び育成にとって、地域型福祉人材センターの有効性とあり方について、研究活動を通して明らかにするため、調査研究委員会を設置し、東京都共同募金会の助成金及び東京都社会福祉協議会の支援を受けて調査研究活動を行い、報告書を作成した。

① 事業所基礎調査

町田市内の介護保険制度におけるサービス供給主体に対して、介護職員の採用状況、人材育成の実態と課題を把握することで、町田市介護人材開発センターの役割を評価するためのアンケート調査を実施した。

② 多職種連携における介護人材への期待調査

地域包括ケアシステム下で、多職種が介護人材への期待や課題を把握するために町田市内の介護保険事業所連絡会等に対してヒアリング調査を実施した。

③ 医療との連携における介護人材の実態把握調査

地域包括ケアシステム構築のための医療との連携について、介護事業所が現在抱えている課題を把握し、医療との連携のために介護人材はいかなる技術・知識が求められるのかを把握するためのアンケート調査を実施した。

<総括>

町田市介護人材開発センターの存在意義について、今回の調査を通して改めて地域型福祉人材センターとしての有効性と地域包括ケアシステムの構築に向けた人材育成とネットワーク促進への役割期待の大きさが明らかとなった。また会員を含めた地域ニーズを把握し、今後の事業展開への示唆を得ることが出来た。

2 各事業実績

各事業の内容は、参加者数等は、別紙「2014年度町田市介護人材開発センター事業報告・参加者数」をご参照ください。

(1) 人材発掘事業

種別	No.	事業名等
面接会	01	ハローワーク町田介護・福祉ミニ面接会 ハローワーク町田（相模原・八王子）共催 全10回
面接会	02	地域密着型就職面接会「福祉のしごと相談会」（協力） 東京都福祉人材センター・町田市社協主催 年1回
面接会	03	福祉ワーク就職面接会（後援） 町田商工会議所主催 年1回
相談会	04	学生向け就職相談会「介護・福祉のしごと就活フェア in 町田」 年1回
講習会	05	市民向け介護技術講習会・基礎編（家族介護、就労希望者向け） 年3回

相談・情報提供	06	就労相談・求人情報の提供
調査・広報	07	実態把握 (1) 就職状況調査 (2) 町田市内介護職員初任者研修のご案内

(2) 人材育成事業

種別	No.	事業名等
階層別 新任・中堅層	09	新任職員・リフレッシュ研修 「マナー・接遇・職場のコミュニケーション」 年2回
階層別 新任・中堅層	10	介護現場の記録の書き方研修（新任職員向け・施設向け・在宅向け） 年3回 第1回「対人援助技術を用いたコミュニケーションと介護現場の記録の書き方」 第2回「介護記録作成の重要性とリスクマネジメントを意識した書き方」 第3回「通所介護事業所における効率的・効果的な記録の実際」
階層別 新任・中堅層	11	職員向け介護技術講習会 全5回
階層別 中堅層	12	介護過程研修 リーダー養成講座 講義3回、グループ研究 アクティブ発表
階層別 共通	13	アクティビティ・サービス基礎研修 全2回
階層別 共通	14	リスクマネジメント研修 年1回 「リスクマネジメントの基本と苦情・クレーム対応法を学ぶ」
分野・領域別 認知症	15	認知症研修・地域型基礎研修（認知症ケア専門士対応） 全2回 「認知症の人の見方、とらえ方を学ぼう」
分野・領域別 認知症	16	認知症研修・事例検討（認知症ケア専門士対応） 年1回 「認知症の疑いから受診まで」
分野・領域別 法令遵守	17	法令遵守・運営基準・法改正研修 年1回 ■■■■■ 「福祉用具事業所、居宅介護支援事業所の連携～サービス事業所とともに、ケアマネジメント・プロセスを学ぶ」 福祉用具事業所・居宅介護支援事業所対象
分野・領域別 法令遵守	18	介護保険法改正研修・情報交換会 年1回 「介護保険制度改正の内容と方向性について」 全
分野・領域別 相談援助	19	相談援助研修（介護保険課共催） 全5回 ■■■■■ 「エビデンスに基づく相談援助過程に立ち返ろう」 ※2015年度主任介護支援専門員研修受講者の推薦要件の対象研修
分野・領域別 相談援助	20	ファシリテーター養成研修「担当者会議の開き方」 全3回

分野・領域別 相談援助	21	スーパービジョン基礎研修 1と2全3回×2 3全5回 1 コミュニケーション技法 2 面接技法 3 スキルアップ講座
分野・領域別 支援センター	23	高齢者支援センター職員研修 年1回 ■■■■■ 「高齢者虐待の判断・発見から初期対応の基本 (PartⅡ)」
分野・領域別 訪問介護	24	訪問介護計画書作成研修 全4回
分野・領域別 資格取得	28	介護福祉士国家試験直前講座 (筆記編・実技編) 各1回
出張訪問研修	29	出張訪問研修 5施設6研修 「介護が輝くマナー講座」、「利用者・その家族からの苦情・クレーム」
研究大会	30	町田市高齢者福祉研究大会研究大会「アクティブ福祉 in 町田14」 年1回 ■■■■■ ・23題の研究発表 ・認知症サポーター養成講座 ・介護用品福祉用具等の展示

(3) 就労定着支援事業

種別	No.	事業名等
階層別 共通	31	メンタルヘルス研修 年1回 「メンタルヘルス対策はしなきやリスク」

(4) ネットワーク促進事業

種別	No.	事業名等
施設部会	33	町田市高齢者福祉施設部会
施設部会	34	町田市高齢者福祉施設部会 生活相談員連絡会
在宅部会	35	町田市通所事業所連絡会
交流会	36	会員交流会 年1回
会議	38	会員総会 年2回
会議	39	理事会
会議	40	町田市介護人材開発センター運営委員会 年2回
会議	41	町田市介護人材開発センター役員会

調査研究	42	町田市介護人材開発センター地域型人材育成事業の実施効果に係る調査研究事業
在宅部会	43	町田市福祉用具事業所連絡会（2015年2月設立）
委託事業	44	町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト事務局事務委託事業
多職種連携	45	多職種連携研修会への関わり ・相模原町田地区介護医療圏インフラ整備コンソーシアム主催の研修会場事務 ・町田市医師会主催の地域密着型サービス研修会事務

参考資料

【会員組織】

- ・町田市高齢者福祉施設部会－生活相談員連絡会
- ・町田市通所事業所連絡会
- ・町田市福祉用具事業者連絡会（2015年2月設立）

【運営委員会・委員推薦団体】

- ・町田市ケアマネジャー連絡会
- ・町田市訪問介護事業者協議会
- ・町田市グループホーム連絡会
- ・町田市訪問看護ステーション連絡会
- ・町田市社会福祉協議会
- ・町田社会福祉士会
- ・東京都介護福祉士会町田ブロック会

【推薦委員を派遣している外部委員会】

No.	町田市外部委員会名
1	町田市高齢社会総合計画審議会
2	町田市地域密着型サービス運営委員会
3	町田市高齢者支援センター運営協議会
4	町田市保健所運営協議会準備会
5	町田市介護保険苦情相談調整会議・介護苦情解決専門員
6	町田市高齢者虐待防止連絡協議会
7	町田市老人ホーム入所判定委員会
8	町田市中学生職場体験推進協議会
9	町田市男女平等参画協議会
10	町田市社会福祉協議会評議員
11	町田市社会福祉協議会ボランティアセンター運営委員会
12	町田市社会福祉協議会共同募金配分推薦委員会

2014年度収支計算書(総括表)(案)
自:2014年4月1日 至:2015年3月31日

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク

《収入の部》

大区分	中区分	決算額	予算額	差額	備考
町田市補助金収入		10,000,000	10,000,000	0	
センター事業収入		3,619,500	4,312,500	△ 693,000	就活フェア、研修、交流会などの参加費
	参加費収入				
	資料頒布収入	0	95,000	△ 95,000	アクティブ福祉当日冊子代(参加費収入に計上)
	広告料収入	190,000	70,000	120,000	アクティブ福祉当日冊子への掲載
	受講料収入	0	2,320,000	△ 2,320,000	介護職員初任者研修事業
法人収入		1,998,500	1,700,000	298,500	
	正会費負担収入				
	賛助会員会費収入	22,000		22,000	
	助成金収入	1,120,000	1,125,000	△ 5,000	東京都共同募金助成金
	受託収入(町田市)	992,218	0	992,218	町田安心して暮らせるまちづくりプロジェクト事務局事務受託
	その他受託収入	90,000	0	90,000	地域密着型サービスに関する研修会事務局事務受託
	寄付金収入	50,000	0	50,000	
	受取利息収入	1,425	0	1,425	
収入計①		18,083,643	19,622,500	△ 1,538,857	

《支出の部》

大区分	中区分	決算額	予算額	差額	備考
管理費支出		300,000	350,000	△ 50,000	役員報酬等
事業費支出		17,869,268	18,938,181	△ 1,068,913	
	人材発掘事業費	975,106	1,117,980	△ 142,874	就活フェア、介護技術講習会
	人材育成事業費	9,906,913	10,834,712	△ 927,799	研修
	就労支援事業費	321,646	397,072	△ 75,426	メンタルヘルス・労務管理研修
	ネットワーク促進事業費	1,941,845	1,651,700	290,145	ネットワーク促進活動費等(会員交流会含む)
	アクティブ福祉事業費	1,854,543	1,317,597	536,946	アクティブ福祉in町田14
	初任者研修事業費	0	2,119,120	△ 2,119,120	介護職員初任者研修
	調査研究事業費	1,690,756	1,500,000	190,756	地域型人材育成事業の実施効果に係る調査研究
	受託事業費	1,087,359	0	1,087,359	町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト事務局事務受託
	その他受託事業費	91,100	0	91,100	地域密着型サービスに関する研修会事務局事務受託
支出計②		18,169,268	19,288,181	△ 1,118,913	
予備費③		0	334,319	△ 334,319	
投資活動支出④		123,184	0	123,184	
	固定資産取得支出	113,184		113,184	パソコン購入
	保証金支出	10,000		10,000	車両関係保証金
当期収支差額①-(②)+(③)+(④)		△ 208,809	0	△ 208,809	
前期繰越金		2,430,426		2,430,426	
次期繰越金		2,221,617		2,221,617	

※参考(事務局経費)

	決算額	予算額	差額	備考
人件費	8,131,767	8,700,000	△ 568,233	常勤名、非常勤名(過8日1名)
経費	3,880,609	3,125,000	755,609	
合計	12,012,376	11,825,000	187,376	

正味財産増減計算書

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日（決算）まで

法人名：一般社団法人町田市介護サービスネットワーク
事業名：事業全体

（単位： 円）

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
經常増減の部			
經常収益			
受取会費	2,020,500	1,643,700	376,800
正会員受取会費	1,998,500	1,629,700	368,800
賛助会員受取会費	22,000	14,000	8,000
事業収益	3,899,500	3,716,500	183,000
参加費収益	3,619,500	3,716,500	△97,000
広告掲載費	190,000		190,000
事務受託収入	90,000		90,000
受取補助金等	12,112,218	12,664,000	△551,782
受取地方公共団体補助金	10,000,000	12,664,000	△2,664,000
町田市受託収益	992,218		992,218
受取民間助成金	1,120,000		1,120,000
受取寄付金	50,000	0	50,000
受取寄付金	50,000		50,000
雑収益	1,425	1,290	135
受取利息	1,425	1,290	135
經常収益計	18,083,643	18,025,490	58,153
經常費用			
事業費	16,147,021	14,047,304	2,099,717
給料手当	7,153,559	7,848,137	△694,578
福利厚生費	20,508	27,868	△7,360
旅費	22,286	88,470	△66,184
通信費	880,689	808,022	72,667
消耗什器備品費	450,626	62,960	387,666
消耗品費	283,167	231,872	51,295
広告宣伝費	179,712		179,712
印刷製本費	962,360	737,195	225,165
光熱水本料費	18,491	17,753	738
賃借料	409,537	350,280	59,257
会場借上料	475,620	447,205	28,415
諸法謝礼金	2,271,826	1,641,745	630,081
法定福利費	957,700	1,249,698	△291,998
法車委託費	575,592	403,752	171,840
雑費	1,467,140	120,000	1,347,140
管 理 費	18,208	12,347	5,861
役員報酬	2,079,570	2,190,389	△110,819
会費	300,000	91,726	208,274
旅費	349,315	1,165,909	△816,594
通信費	68,218	8,070	60,148
通運費	103,912	118,720	△14,808
減価償却費	197,323	153,744	43,579
消耗品費	75	957	△882
減価償却費	135,000		135,000
印刷製本費	118,440	182,145	△182,145
賃借料	3,700	118,440	
会場借上料	13,100	8,715	△5,015
租税公課	790,487	115,300	△102,200
雑費	790,487	226,663	563,824
經常費用計	18,226,591	16,237,693	1,988,898
評価損益等調整前当期経常増減額	△142,948	1,787,797	△1,930,745
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△142,948	1,787,797	△1,930,745

正味財産増減計算書

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日（決算）まで

法人名：一般社団法人町田市介護サービスネットワーク

事業名：事業全体

（単位： 円）

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
経 常 外 増 減 の 部			
経 常 外 収 益			
経 常 外 収 益 計	0	0	0
経 常 外 費 用			
経 常 外 費 用 計	0	0	0
当 期 経 常 外 増 減 額	0	0	0
税 引 前 当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	△142,948	1,787,797	△1,930,745
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	140,000		140,000
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	△282,948	1,787,797	△2,070,745
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	2,781,796	993,999	1,787,797
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	2,498,848	2,781,796	△282,948
Ⅱ 指 定 正 味 財 産 増 減 の 部			
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額	0	0	0
指 定 正 味 財 産 期 首 残 高	0	0	0
指 定 正 味 財 産 期 末 残 高	0	0	0
Ⅲ 正 味 財 産 期 末 残 高	2,498,848	2,781,796	△282,948

貸 借 対 照 表

平成 27 年 3 月 31 日現在 (決算)

法人名：一般社団法人町田市介護サービスネットワーク

事業名：事業全体

(単位： 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
流 動 資 産			
現 金 預 金	1,368,198	3,022,568	△1,654,370
現 普 通 預 金	22,336	16,895	5,441
未 前 立 払 替 金	1,345,862	3,005,673	△1,659,811
未 前 立 払 替 金	1,219,222		1,219,222
未 前 立 払 替 金	15,120	50,400	△35,280
未 前 立 払 替 金	18,000		18,000
流 動 資 産 合 計	2,620,540	3,072,968	△452,428
固 定 資 産			
そ の 他 固 定 資 産			
什 器 備 品	267,231	351,370	△84,139
保 証 金	10,000		10,000
そ の 他 固 定 資 産 合 計	277,231	351,370	△74,139
固 定 資 産 合 計	277,231	351,370	△74,139
資 産 合 計	2,897,771	3,424,338	△526,567
II 負 債 の 部			
流 動 負 債			
未 前 立 払 受 取 金	203,446	546,431	△342,985
未 前 立 払 受 取 金	5,000	35,000	△30,000
未 前 立 払 受 取 金	120,477	61,111	59,366
未 前 立 払 受 取 金	70,000		70,000
流 動 負 債 合 計	398,923	642,542	△243,619
負 債 合 計	398,923	642,542	△243,619
III 正 味 財 産 の 部			
一 般 正 味 財 産	2,498,848	2,781,796	△282,948
正 味 財 産 合 計	2,498,848	2,781,796	△282,948
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	2,897,771	3,424,338	△526,567

財 産 目 録

平成 27 年 3 月 31 日現在 (決算)

法人名：一般社団法人町田市介護サービスネットワーク

事業名：事業全体

(単位： 円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現普通預金 未収金 前払金 立替金	手元保管 ゆうちょ銀行 助成金、受託費 次年度会場借上げ 会費	運転資金として 運転資金として 東京都共同募金助成金、町田市 会場借上げ前払分 研修懇親会費の立替	22,336 1,345,862 1,219,222 15,120 18,000
流動資産合計			2,620,540
(固定資産) その他固定資産			
什器備品 保証金	システムサーバー他 新宿屋ビル(株)	管理業務で使用している 駐車場リモートコントロール保証金	267,231 10,000
固定資産合計			277,231
資産合計			2,897,771
(流動負債)			
未払金 前受金 預り金 未払法人税等	委託費他未払分 次年度会費収入 源泉所得税預り金 法人税都民税市民税	3月分経費の未払分 ネットワーク促進事業の会費 源泉所得税、社会保険料納付分 町田税務署八王子都税町田市役所	203,446 5,000 120,477 70,000
流動負債合計			398,923
負債合計			398,923
正味財産			2,498,848

財務諸表に対する注記

法人名：一般社団法人町田市介護サービスネットワーク
事業名：事業全体

1. 重要な会計方針

(1) 会計方針

「公益法人会計基準」（平成20年12月1日 内閣府公益認定等委員会）を採用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法によっている。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	618,298	351,067	267,231
合 計	618,298	351,067	267,231

2014年度監査報告書

2015年 5月 25日

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク
理事長 是枝 祥子 殿

監事 天沢 俊介 

監事 谷 和久 

1. 監査の実施概要

定款第25条に基づき、一般社団法人町田市介護サービスネットワークの2014年度（監査対象期間、2014年4月1日～2015年3月31日）の会計の状況について監査を行いました。

監査日時 2015年 5月 25日 16:00～18:00

監査場所 町田市民フォーラム4階 行政会議室

2. 監査意見

収支決算書、貸借対照表、及び関係書類について監査した結果、その内容は適正であると認めます。

以上の通り報告致します。

第3号議案

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク定款の一部変更（案）について

<議案説明>

法人設立から3年が経過し、法人が関わる事業所も多岐に亘ってきました。介護・医療だけではなく、福祉用具から高齢者住宅等に至るまで広い意味で高齢者福祉に関わる事業所と言えます。事業の一つとして、地域包括ケアシステムの構築に向けた「町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト推進協議会」の一部事務局を担い、ネットワーク促進を図っているところです。今後の急激な事業環境の変化に対応するため、実態に合わせた定款の変更を行いたい。変更事項は以下の通りです。

- 1.（会員の資格喪失）第10条の（1）の「第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき」を、「第7条の支払義務を履行しなかったとき」に変更する。

<理由>

当法人は、会員組織として運営されており、その運営責任として会費納入がある。現在、運営資金として、補助金、委託費、事業収入、会費収入となっている。サービス利益の享受と補助金に頼らない経営体質を図っていくためにも会費納入は必須の条件です。会員の責務を果たして頂くために猶予期間を設けないこととした。

- 2.（役員の設置）第22条の、「理事 5名以上7名以内」を「7名以上9名以内」に増員変更する

<理由>

現在、運営費において町田市の補助金が削減されており、事業委託費で維持しているところです。自主財源化と公益事業への取り組みなど、法人を取り巻く環境の変化が大きく早い状況です。そこで、その環境の変化に迅速に対応して会員ニーズに応えられる機能と経営能力を高めるために役員の増員を図る。

- 3.（設置等）第46条の②、③にある「事務局長」を「センター長」に変更する

<理由>

現在、当法人と町田市介護人材開発センター事業は、渾然一体的に行われている。それは事業規模が小さいために組織上分けられない事情による。今後、補助金の削減等による事業規模の縮小など厳しい状況に対応するために職員配置を見直し、事務局長機能をセンター長に一本化する。役員と職員の兼務を避けて事務局機能の維持を図るため。

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク定款の一部変更に係る新旧対照表（案）

変更前	変更後	摘要
<p>(会員の資格喪失)</p> <p>第10条 前2条の場合のほか、会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 第7条の支払義務を<u>2年以上</u>履行しなかったとき。</p> <p>(2) 総正会員が同意したとき。</p> <p>(3) 当該会員が死亡したとき、又は会員である事業所又は団体が解散または閉鎖したとき。</p> <p>第4章 役員</p> <p>(役員の設定)</p> <p>第22条 当法人に、次の役員を置く。</p> <p>理事 <u>5名以上7名以内</u></p> <p>監事 2名以内</p> <p>② 理事のうち1名を代表理事とする。</p> <p>③ 代表理事を会長とする。理事のうち、1名を常務理事とすることができる。</p> <p>④ 前項の常務理事をもって一般法第91条第1項2号の業務執行理事とする。</p>	<p>(会員の資格喪失)</p> <p>第10条 前2条の場合のほか、会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 第7条の支払義務を履行しなかったとき。</p> <p>(2) 総正会員が同意したとき。</p> <p>(3) 当該会員が死亡したとき、又は会員である事業所又は団体が解散または閉鎖したとき。</p> <p>第4章 役員</p> <p>(役員の設定)</p> <p>第22条 当法人に、次の役員を置く。</p> <p>理事 <u>7名以上9名以内</u></p> <p>監事 2名以内</p> <p>② 理事のうち1名を代表理事とする。</p> <p>③ 代表理事を会長とする。理事のうち、1名を常務理事とすることができる。</p> <p>④ 前項の常務理事をもって一般法第91条第1項2号の業務執行理事とする。</p>	<p>語句の削除</p> <p>理事定数の増員 変更</p>

<p>第10章 事務局</p> <p>(設置等)</p> <p>第46条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>② 事務局には、<u>事務局長</u>及び<u>所要の職員</u>を置く。</p> <p>③ <u>事務局長</u>及び<u>重要な職員</u>は、会長が理事会の承認を得て任命する。この場合において、常務理事が<u>事務局長</u>を兼務することができる。</p> <p>④ 前項以外の職員は、会長が任命する。</p> <p>⑤ 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。</p>	<p>第10章 事務局</p> <p>(設置等)</p> <p>第46条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>② 事務局には、<u>センター長</u>及び<u>所要の職員</u>を置く。</p> <p>③ <u>センター長</u>及び<u>重要な職員</u>は、会長が理事会の承認を得て任命する。この場合において、常務理事が<u>センター長</u>を兼務することができる。</p> <p>④ 前項以外の職員は、会長が任命する。</p> <p>⑤ 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。</p>	<p>語句の変更</p> <p>語句の変更</p> <p>語句の変更</p>
---	--	--

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク定款

2012（平成24）年4月11日成立

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人町田市介護サービスネットワークと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都町田市原町田四丁目9番8号町田市民フォーラム4階に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、町田市内の介護保険事業に携わるものの就業の機会を確保し、これらのものに対する研修体系の開発や専門性向上に向けた研修実施を行い、介護保険事業に関する専門的教育及び介護に関する知識の普及を図り、介護・福祉・看護等の人材の確保及び育成並びに定着に資するとともに、町田市の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域介護・福祉・看護等を担う人材発掘事業
- (2) 地域介護・福祉・看護等を担う人材育成事業
- (3) 地域介護・福祉・看護等を担う人材の就労定着支援事業
- (4) 介護保険事業者のネットワーク促進事業
- (5) 介護職員初任者研修事業
- (6) 実務者研修事業
- (7) 有料職業紹介事業
- (8) その他前条の目的を達成するため必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した町田市内に所在する指定介護保険事業所
- (2) 賛助会員 当法人の目的を賛助するため入会した個人又は団体

(入 会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、前条の承認を得た正会員は、会員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- ② この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、前条の承認を得た賛助会員は、会員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき、又は会員である事業所又は団体が解散または閉鎖したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前第3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務を免れることはできない。

- ② 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 会員総会

(種 類)

第12条 当法人の会員総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

② 前項の会員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(構 成)

第13条 会員総会は、正会員をもって構成する。

(権 限)

第14条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額又はその規定
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (8) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第16条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

② 総正会員の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第17条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該会員総会において出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第18条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

③ 理事又は監事を選任する議決を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第22条に定められる定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第20条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として、議決権の行使を委任することができる。この場合において行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第21条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

② 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員を設置)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

理事 7名以上9名以内

監事 2名以内

- ② 理事のうち1名を代表理事とする。
- ③ 代表理事を会長とする。理事のうち、1名を常務理事とすることができる。
- ④ 前項の常務理事をもって一般法第91条第1項2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- ② 会長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- ③ 監事には、当法人の理事、その親族及び特別の関係がある者並びに当法人の職員が含まれてはならない。
- ④ 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- ⑤ 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、執務を執行する。

- ② 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- ③ 常務理事は、会長を補佐し、当法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- ② 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- ② 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- ③ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- ④ 理事又は監事は、第 22 条に定められた定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、会員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受けた財産上の利益（以下、「報酬等」という。）として支給することができる。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間にける当法人とその理事との利益が相反する取引
- ② 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

- ② 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、法令に別段の定めのある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、一般法の第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- ② 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 運営委員会

(運営委員会)

第36条 当法人に運営委員会を設置することができる。

- ② 運営委員会は、15名以内の運営委員をもって構成する。
③ 運営委員は、理事会の推薦により理事が委嘱する。
④ 運営委員会は、会長が招集する。
⑤ 運営委員会は、会長の諮問に応じて助言を行い、又は事業計画の実施のために意見を述べることができる。
⑥ 委員は無報酬とする。ただし、費用を弁償することができる。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- ② 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- ② 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- ③ 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第40条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第41条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第42条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公示の方法

（公示の方法）

第43条 この法人の公示は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 事務局

（設置等）

第44条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- ② 事務局には、センター長及び所要の職員を置く。
- ③ センター長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。この場合において、常務理事がセンター長を兼務することができる。

- ④ 前項以外の職員は、会長が任免する。
- ⑤ 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 附 則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第46条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

- 1 住所 東京都目黒区緑が丘一丁目16番22号
氏名 高見けい子
- 2 住所 東京都町田市小山田桜台1丁目16番地78-2
氏名 多田 周史
- 3 住所 東京都町田市相原町597番地163
氏名 鶴田 尚子

第47条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事	高見けい子
設立時理事	多田 周史
設立時理事	是枝 祥子
設立時理事	倉田 二郎
設立時理事	西田 忠和
設立時理事	西嶋 公子
設立時理事	小室 貴之
設立時監事	谷 和久
設立時監事	矢沢 俊介

(設立時の代表理事)

第48条 当法人の設立時代代表理事は、次のとおりとする。

住所 東京都目黒区緑が丘一丁目16番22号
設立時代代表理事 高見けい子

(最初の事業年度)

第 49 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

(定款に定めのない事項)

第 50 条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法その他の法令の定めるところとする。

附則

この定款は、平成 24 年 4 月 10 日から施行する。

この定款は、平成 25 年 10 月 24 日から施行する。

定款第 4 条の変更

この定款は、平成 27 年 6 月 22 日から施行する。

定款第 10 条、22 条、44 条の変更

第4号議案 新理事の推薦について（案）

新理事： 吉田 美香 氏（よしだ みか ）
現職：社会福祉法人賛育会 清風園施設長

沼田 裕樹 氏（ぬまた ひろき）
現職：日本社会事業大学非常勤講師

任 期： 2015年6月22日会員定時総会終了時から
2016月会員定時総会終了時までの残任期間

<議案説明>

定款第22条（役員の設定）の理事定数の増員に伴う、新理事を推薦します。

1. 吉田美香氏は、現職の施設長として介護職員等の資質向上や現場の環境改善等について積極的に関わって頂いております。今後の厳しい介護現場の中で、職員の資質の向上、職場環境改善等に対する当法人の役割について貢献頂けるものと期待しております。（現職施設長）
2. 沼田裕樹氏は、町田市内の介護施設等で長年勤務され、その経験をもとに東京都福祉保健財団に勤務されました。町田市介護人材開発センターの法令遵守研修を担当して頂き、現場における運営基準の理解から法令遵守の向上に尽力を頂いております。今後の制度改正による環境の変化に対応できる法人運営に貢献頂けるものと期待しております。（経験有識者）